

津市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第24号

改正 平成28年10月31日訓第66号
令和2年3月31日訓第40号
令和3年7月30日訓第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療体制の整備の円滑かつ迅速な推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「病院群輪番制病院運営事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別表第1に定める診療時間に、輪番制方式により病院群輪番制病院運営事業を実施する事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、病院群輪番制病院運営事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、別表第2に定める基準に基づき算出した交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(状況報告)

第5条 補助対象事業者は、各半期末日現在の補助事業の実施状況を当該期間経過後速やかに、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 病院群輪番制病院運営事業結果報告書
- (2) 病院群輪番制病院運営事業実績報告書

(3) 病院群輪番制病院運営事業実績内訳書

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日訓第66号）

この訓は、平成28年11月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年10月15日から適用する。

附 則（令和2年3月31日訓第40号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日訓第53号）

この訓は、令和3年8月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分		診療時間	
日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（年末年始の期間に含まれる休日を除く。以下「休日」という。）並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「年末年始」という。）	休日 A	午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分まで	
	休日 B	午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで	
	年末年始 A	午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分まで	
	年末年始 B	午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで	
土曜日	休日又は年末年始に当たる土曜日以外の土曜日	土曜日 A(1)	午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分まで
		土曜日 A(2)	午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで
	内科系及び外科系に係る全ての土曜日	土曜日 B	午後 2 時から午後 10 時まで
上記以外の日		平日	午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分まで
備考			
1 「休日 A」とは、午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする休日という。			
2 「休日 B」とは、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする休日という。			
3 「年末年始 A」とは、午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする年末年始という。			
4 「年末年始 B」とは、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする年末年始という。			
5 「土曜日 A(1)」とは、午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする土曜日という。			

- 6 「土曜日 A(2)」とは、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする土曜日をいう。
- 7 「土曜日 B」とは、午後 2 時から午後 10 時までを診療時間とする土曜日をいう。
- 8 「平日」とは、午後 6 時から翌日午前 8 時 30 分までを診療時間とする休日、年末年始及び土曜日以外の日をいう。

別表第 2（第 4 条関係）

1 単価明細表

医療業務区分		金額（1回につき）	
内科系及び外科系	休日 A	連続する休日以外の場合	135,100円
		連続する休日の場合	144,750円
	休日 B	連続する休日以外の場合	270,200円
		連続する休日の場合	289,500円
	年末年始 A		193,000円
	年末年始 B		386,000円
	土曜日 A(1)		106,150円
	土曜日 A(2)		170,070円
	土曜日 B	休日及び年末年始以外の場合	53,900円
		休日に当たる場合	73,500円
		年末年始に当たる場合	98,000円
	平日		96,500円
整形外科系	休日 B	連続する休日以外の場合	191,800円
		連続する休日の場合	205,500円
	年末年始 B		274,000円
	土曜日 A(1)		75,350円
	平日		68,500円
内科系及び外科系 とともに実施する 整形外科系	休日 B	連続する休日以外の場合	106,400円
		連続する休日の場合	114,000円
	年末年始 B		152,000円
	土曜日 A(1)		41,800円
	平日		38,000円

2 救急患者受入れ実績加算

区分	金額
輪番日における救急車で搬送された救急搬送患者1名につき	3,000円
輪番日における他の医療機関からの紹介患者1名につき	3,000円

(注1) 補助金の額は、1で算定する単価に2で算定する加算金額を加えた額とする。

(注2) この表において使用する用語の定義は、別表第1に定めるところによる。